答弁第四二九号平成二十年六月三日受領

内閣衆質一六九第四二九号

平成二十年六月三日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理 町

村

信

孝

衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館におけるセクハラ行為に関する質問に対する答弁書

一から四まで、十及び十一について

お尋ねの事案については、 現在、 在ロシア日本国大使館において調査中であるが、 関係者の間で主張が

致しない部分もあることから、御指摘の「訴え」に係る事実関係及び同大使館における対応等も含め事

実関係の確認を行っているところであり、現時点においてお答えすることは差し控えたい。

五について

般に在外公館の警備担当職員は、主として、在外公館の警備に関する業務を職務としている。

六について

在外公館の職員が具体的にどの程度秘密保全に関与しているかについて明らかにすることにより、 在外

公館における秘密保全の確保に支障が生じることから、お答えすることは差し控えたい。

七について

御指摘の 「昵懇になること」の具体的内容が明らかではなく、お答えすることは困難である。

八及び九について

_-